

令和2年議案第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年12月23日提出

愛北広域事務組合

管理者 犬山市長 山田 拓郎

提案理由

この案を提出するのは、国家公務員の一般職の職員の給与改定等に基づき、早急に条例を改正する必要があったからであります。

令和2年専決第1号

愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和2年11月30日専決

愛北広域事務組合

管理者 犬山市長 山田 拓郎

提案理由

この案を提出するのは、国家公務員の一般職の職員の給与改定等に基づき、早急に条例を改正する必要があるからであります。

愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

愛北広域事務組合職員の給与に関する条例（昭和38年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。